

居宅介護住宅改修の流れ

家族が要介護になり自宅での介護をするのに改修が必要・・・
トイレが和式で洋式に変えたい・・・
介護認定者がいるが、自宅の手すりなど
どのように設置すればいいの？など
生活環境を整えるための小規模な改修に対して、
要介護区分に関係なく上限20万円まで
住宅改修費が支給されます。（自己負担額1～3割）



01対象者 要支援・要介護と認定され、在宅で生活している方

02 支給限度基準額は？

自己負担額	上限額
介護保険サービス支給限度額の自己負担割合	20万円



- ・申請書・見積書・図面・改修前の写真（日付入り）
- ・住宅改修が必要な理由（ケアマネージャー等が作成したもの）
- ・所有者の承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）

03介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
 - 段差の解消
 - 引き戸等への扉の取替え
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 和式から洋式への便器の取り換え
- ※屋外部分の改修工事も支給の対象となる場合があります。



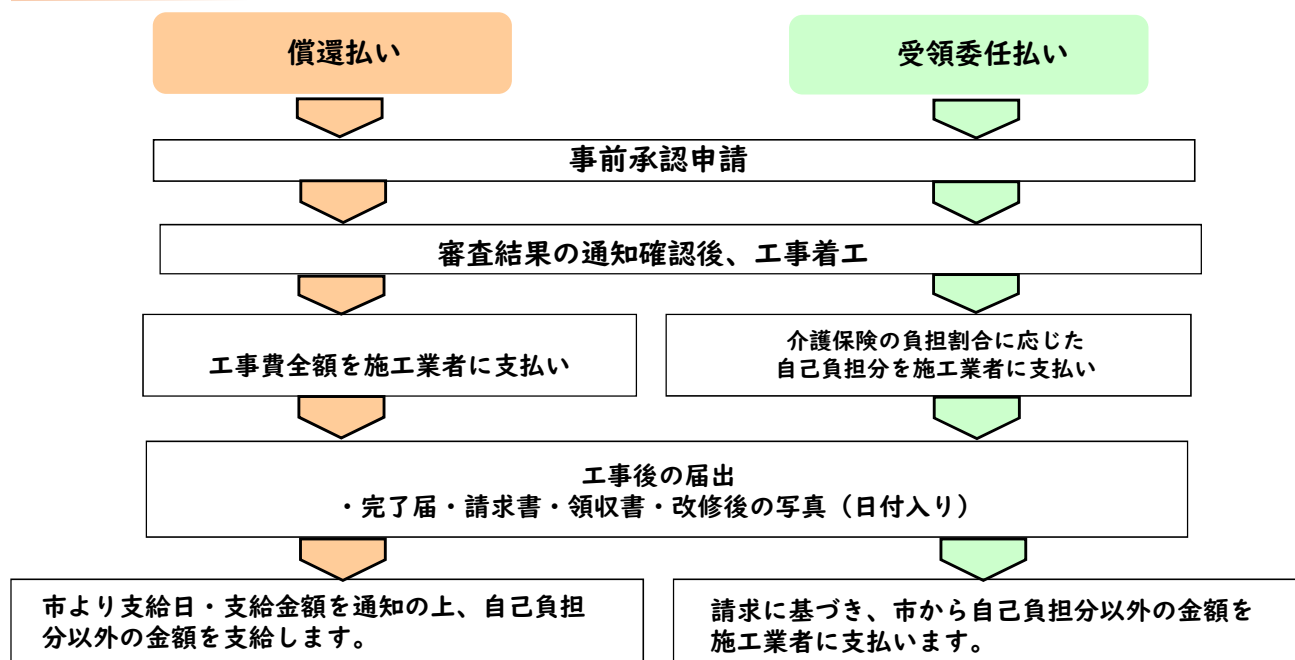
ケアマネージャー等に相談

施工業者の選択・見積等依頼

市町村へ事前申請

★工事の前に保険給付の対象になるかどうかをケアマネージャーにご相談ください。

04申請の流れについて



【問合せ先】

荏崎市保健福祉センター 長寿介護課介護保険担当

☎0551-23-4313（内線53）

介護保険住宅改修費の支給

検索 🔍

★申請に必要な書類については
HPまたは市担当へお問合せください！

